

平成 21 年度第 1 回(通算第 9 回)
冷凍空調規格委員会 議事録 (案)

- I. 日時：平成 21 年 6 月 29 日(月) 13:30～16:30
- II. 場所：高圧ガス保安協会 第 3 会議室
- III. 出席者(順不同、敬称略)
委員長：功刀
副委員長：小口
委員：松尾、伊藤、辻、松浦、川口、太田、澤柳、三好、小川、高木、荻野、
加我
KHK：荒井、松木、佐藤
- IV. 配付資料
資料 49 委員名簿
資料 50 前回議事録(案)
資料 51 冷凍空調装置の施設基準《フルオロカーボン冷媒及び自然冷媒(アンモニアを除く。)施設用》案
資料 52 冷凍空調機器からの冷媒漏えい対策について(抜粋)
資料 53 危害予防規程の規範その他の定期見直しについて(案)
資料 53-2 印刷物「危害予防規程の規範／保安教育計画の基準 第 1 種製造者
冷凍関係事業所用」
合本「追加規程 地震防災規程の規範／地震防災細則(例)並びにその解説」
合本「追加規程 東南海・南海地震防災規程の規範」
資料 53-3 印刷物「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範(指針)
KHKS 1304 (2006)
- V. 議事概要
1. 報告、紹介
(1) 事務局から、本日の委員出席者数は 14 名であり、規格委員会規程第 1 4 条第 1 項に定める定足数を満足する旨の報告があった。

(2) 事務局から、児島委員の退任の報告、加我委員の就任の報告及び紹介があった。

2. 議案

(1) 功刀委員長から、各委員及び代理者に対して、委員倫理心得を遵守するようお願いした。

(2) 資料 50 に基づき、前回の議事が確認され、議事録が承認された。

(3) 冷凍空調装置の施設基準 改正 9 次案について、資料 51 に基づき、事務局から説明があった。この件につき、以下の質疑や意見等があった

a) 可燃性ガスを取り上げるのは時期尚早である。今必要なのは、表 1 の冷媒ガスの限界濃度である。

→ HFO1234 など可燃性のフルオロカーボンの出現も間近である。また、今の時代、可燃性ガスを外して規定化するのは時代に逆行する。特に、欧州では温暖化関係の取り組みが進んでおり、可燃性ガスについては、次の改正時に盛り込めばよいといった状況ではない。

b) 可燃性ガスに係る基準としては、資料 51 では不足である。消防法令を調査し、盛り込むべきである。

→ 本基準は、そこまでの範囲をカバーするものではない。建築基準法等でも、それは言えることである。本基準としては、関係法令分野については、高圧ガス法的に見て関連する基本的事項が規定してあればよいと考える。なお、解説には、市町村の火災予防条例などを参照されたい旨記した。

c) 可燃性ガスに係る基準がどこかわからない。

→ 第 2 編 [その 1] を除き、全てが適用される。

なお、適用範囲に対象を明記していなかったため、本基準が可燃性ガスについても適用される旨明記する。

d) 可燃性ガスは、毒性ガス・アンモニア編と一緒にすればよい。

→ 前書きや解説(2.1 分冊に係る考え方)に記したように、可燃性ガスと不活性ガスとは同じ考え方で整理できるため一つの基準体系としたもの

であるが、毒性ガスについては異なる考え方となるため、一緒にはしなかった。

e) 可燃性ガスは、漏れたときの危険性が心配な点であるが、屋外設置等の規定があれば安心できる。

f) KHK のルールとして、技術基準には「テクニカルドキュメント」というものがあるが、可燃性ガスについては、これにするという選択肢もある。

事務局 注) KHK の技術基準は次の3種類に分類されます。KHK 技術委員会で審議承認された「技術基準作成基本方針」に規定されています。(当分科会第1回の配布資料2-2)

(1) 規格

技術的な定義、指導、規則又は特性を記した文書であり、その内容により次の2種に分類する。

- ① 基準 : 遵守すべき要求事項を示したもの
- ② 指針 : 守ることが望まれる事項を示したもの

(2) 質疑応答・運用解釈

規格等に対して寄せられた質問に関する回答及び規格等の運用解釈

(3) 技術文書(テクニカルドキュメント)

(1)及び(2)以外で次のもの

- ① 技術的な成熟度その他の点で、十分なコンセンサスに達する段階には至っていない規格案であって、将来的に制定が期待されるもの
- ② 規格等の作成根拠に関する技術調査報告書等

g) 仮に、可燃性ガスを分けるとなると、検討の経過で、冷凍能力 20 トン未満のフルオロカーボン冷媒の施設編も分離せよとの意見もあったことから、4分冊にすることになる。

- (1) フルオロカーボン(不活性のものに限る.)冷凍能力 20 トン未満の施設編
- (2) フルオロカーボン、二酸化炭素の施設編
- (3) 可燃性ガスの施設編
- (4) アンモニアその他の毒性ガスの施設編 (今後の検討)

(4) 冷媒の漏えい対策について、資料 52 に基づき、伊藤委員から日本冷凍空

調工業会、日本冷凍空調設備工業連合会の取り組みにつき説明があった。

- (5) 危害予防規程等の定期見直しについて、資料 53、資料 53-2、資料 53-3 に基づき、定期見直しをする旨事務局から説明があった。

なお、危害予防規程の規範等の見直しについては、一般高圧ガス関係のものについて検討が先行しており、冷凍空調関係としてもこの検討に合わせて行うことを予定している。次回に、この検討に沿って行った原案を示す。

- (6) その他

次回は、平成 21 年 10 月 2 日(金) 13:30～16:30 とする。

以上